

代検査可能期間（小型はかり）

奇数年に定期検査が行われる地域

地 域	代検査可能期間	定期検査開始(見込み)時期*
広島市 安芸区	令和2年6月～令和3年4月	令和3年 5月
広島市 東区	令和2年7月～令和3年5月	令和3年 6月
広島市 南区	令和2年9月～令和3年7月	令和3年 8月
広島市 中区	令和2年12月～令和3年10月	令和3年11月
呉市(広 焼山)	令和2年6月～令和3年4月	令和3年 5月
福山市	令和2年10月～令和3年8月	令和3年 9月
竹原市	令和2年5月～令和3年3月	令和3年 4月
大竹市	令和2年6月～令和3年4月	令和3年 5月
府中市	令和2年6月～令和3年4月	令和3年 5月
廿日市市	令和2年7月～令和3年5月	令和3年 6月
神石郡 神石高原町	令和2年7月～令和3年5月	令和3年 6月
山県郡 北広島町	令和2年10月～令和3年8月	令和3年 9月
山県郡 安芸太田町	令和2年10月～令和3年8月	令和3年 9月
三次市(旧双三郡)	令和2年8月～令和3年6月	令和3年 7月
尾道市(旧御調郡)	令和2年8月～令和3年6月	令和3年 7月
三原市(旧御調郡)	令和2年8月～令和3年6月	令和3年 7月

(注)定期検査開始(見込み)時期は、前回検査の実績から想定したものです。

偶数年に定期検査が行われる地域

地 域	代検査可能期間	定期検査開始(見込み)時期*
広島市 安佐北区	令和3年6月～令和4年4月	令和4年 5月
広島市 安佐南区	令和3年8月～令和4年6月	令和4年 7月
広島市 佐伯区	令和3年11月～令和4年9月	令和4年10月
広島市 西区	令和4年1月～令和4年11月	令和4年12月
呉市	令和3年6月～令和4年4月	令和4年 5月
江田島市	令和3年11月～令和4年9月	令和4年10月
豊田郡 大崎上島町	令和3年5月～令和4年3月	令和4年 4月
尾道市	令和3年7月～令和4年5月	令和4年 6月
三原市	令和3年8月～令和4年6月	令和4年 7月
三次市	令和3年9月～令和4年7月	令和4年 8月
庄原市	令和3年10月～令和4年8月	令和4年 9月
安芸高田市	令和3年10月～令和4年8月	令和4年 9月
世羅郡 世羅町	令和3年11月～令和4年9月	令和4年10月
東広島市	令和3年12月～令和4年10月	令和4年11月
安芸郡 坂町	令和3年11月～令和4年9月	令和4年10月
安芸郡 熊野町	令和3年11月～令和4年9月	令和4年10月
安芸郡 海田町	令和3年11月～令和4年9月	令和4年10月
安芸郡 府中町	令和3年11月～令和4年9月	令和4年10月

(注)定期検査開始(見込み)時期は、前回検査の実績から想定したものです。

代検査可能期間（大型はかり）

奇数年

区分	対象区域		対象となる 特定計量器	代検可能期間	定期検査開始 (見込み)時期*
広島県	前期	竹原市、大竹市、 府中市、廿日市市	非自動はかりで ひょう量1トン以上 のもの	令和2年9月 ～令和3年7月	令和3年8月
	後期	神石郡神石高原町、 山県郡北広島町、 山県郡安芸太田町、 三次市(※1 旧双三郡)、 尾道市(※2 旧御調郡)、 三原市(※3 旧御調郡)		令和2年11月 ～令和3年9月	令和3年10月
広島市	安芸区、東区、南区、中区		非自動はかりで ひょう量2トンを 超えるもの	令和2年12月 ～令和3年10月	令和3年11月
呉市	阿賀、広、仁方、郷原、昭和地区		非自動はかりで ひょう量1トンを 超えるもの	令和2年6月 ～令和3年4月	令和3年5月
福山市	市内全域		非自動はかりで ひょう量1トン以上 のもの	令和2年12月 ～令和3年10月	令和3年11月

(注) 定期検査開始(見込み)時期は、前回検査の実績から想定したものです。

※1 三次市(旧双三郡)・・・君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町

※2 尾道市(旧御調郡)・・・御調町、向島町

※3 三原市(旧御調郡)・・・久井町

偶数年

区分	対象区域		対象となる 特定計量器	代検可能期間	定期検査開始 (見込み)時期*
広島県	前期	豊田郡大崎上島町、 尾道市(※2 旧御調郡除く)、 三原市(※3 旧御調郡除く)	非自動はかりで ひょう量1トン以上 のもの	令和3年9月 ～令和4年7月	令和4年8月
	後期	三次市(※1 旧双三郡除く)、 庄原市、東広島市、 安芸高田市、江田島市、 安芸郡府中町、海田町、 熊野町、坂町 世羅郡世羅町		令和3年11月 ～令和4年9月	令和4年10月
広島市	安佐北区、安佐南区、佐伯区、西区		非自動はかりで ひょう量2トンを 超えるもの	令和3年12月 ～令和4年10月	令和4年11月
呉市	中央、吉浦、天応、警固屋、 宮原、下蒲刈、川尻、音戸、 倉橋、蒲刈、安浦、豊浜、豊地区		非自動はかりで ひょう量1トンを 超えるもの	令和3年6月 ～令和4年4月	令和4年5月

(注) 定期検査開始(見込み)時期は、前回検査の実績から想定したものです。